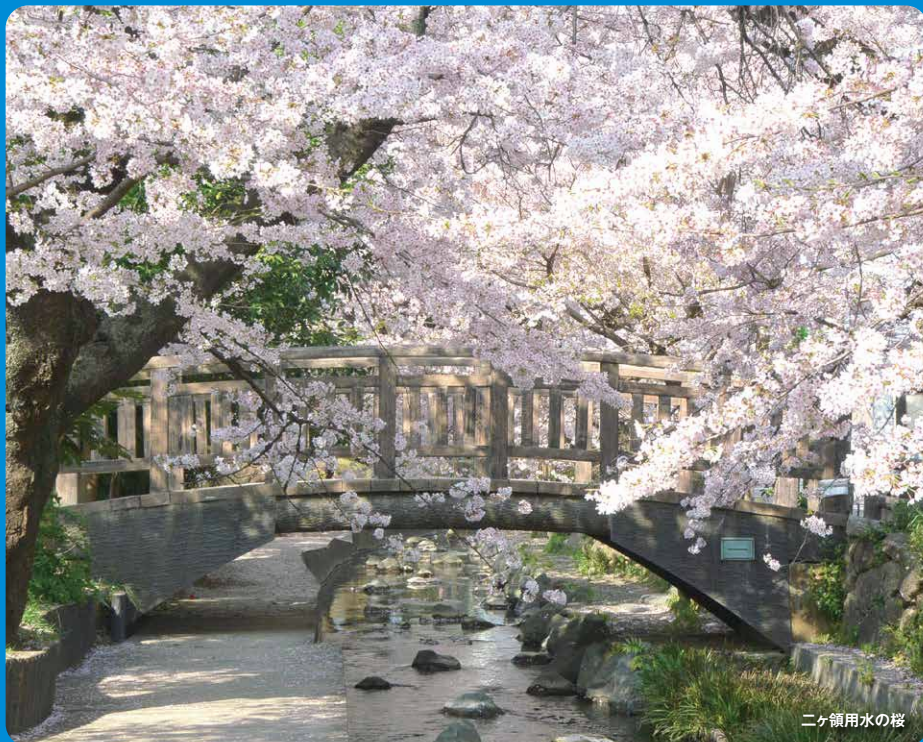


かわにし

vol. 118



二ヶ領用水の桜

INDEX

会員企業紹介	2
隠れた名店めぐりレポート	3
川崎西税務署からのお知らせ	4
地方税のお知らせ	6
税制改正大綱	8
川崎西法人会 活動報告	10
法人会からのお知らせ	12
行事予定、新入会員紹介	14
無料相談、KAWANISHI NEWS	15
多摩区・麻生区DATA、編集後記	16

PICK UP!

P.2

オーナー様の資産を守り、
入居者様に安心して住める環境を提供
株式会社リードマネジングオフィス

P.3

みんなが笑顔になれる場所に
Sunmelt



けんたくんのまちがいさがし

左右の絵で違うところを5つ探してね!



上の2つの絵には5つの間違いがあります。それはどこでしょうか?

正解者の中から抽選で5名様に「図書カード500円分」をプレゼント!

間違い探しの答えと、「かわにし」のご感想、ご住所、お名前、お電話番号を明記の上、ハガキ、FAX、またはメールにて4月28日(金)までにお送りください。下記QRからもご応募いただけます。

抽選で5名様に

法人会オリジナル
図書カード500円分
プレゼント!



応募して
図書カードを
GETしよう!

ハガキ宛 先 〒215-0036 川崎市麻生区はるひ野1-15-1
リーデンススクエアはるひ野 102号室

FAX 044-980-4646

E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp



公益社団法人

川崎西法人会

<https://www.kawasakinishihojinkai.or.jp/>

法人会会員
地域の元気な

企業紹介

多摩区

株式会社リードマネジングオフィス

<業務内容>
賃貸不動産管理
〒214-0031
川崎市多摩区東生田1-15-18 カメリア第2ビル1F
TEL : 044-900-9371
http://reed-mo.co.jp/



代表取締役の早川博典さん(中央)と社員の皆さん

オーナー様の資産を守り、入居者様に安心して住める環境を提供

「我々の仕事は、まさに縁の下の力持ちですね。目立つときはむしろ問題があったときです。ジレンマですね」と苦笑いをするのは、株式会社リードマネジングオフィスの早川博典さん。アパート、マンション、商業ビルなどの賃貸不動産の管理をオーナーに代わって行う管理専門の会社で代表取締役を務める。以前勤めていた同業の会社からの独立を考えていたときに出会ったのが、現在の会社の創業者。創業から40年を迎え、ちょうど後継者を探していた。2014年に社員として入社して3年後に世代交代した。

代表取締役になった今も、早川さん自ら現場を走り回る。「現場に出ること、構造が理解できる。漏水のトラブルひとつとってもさまざまなケースがあることが分かります。経験値を上げることで、瞬時に判断して対応することができるんです」という発言からも、経験がものをいう仕事だということが分かる。

一言で「管理」といっても、入居者募集から家賃集金・クレーム対応・建物維持管理・設備修繕・工事監理など業務は多岐にわたる。現在、管理する物件は、川崎市多摩区、横浜市青葉区、相模原市、大和市、東京都府中市、大田区、品川区などに点在する。

オーナーの手を煩わせないことが、腕の見せ所。それゆえスムーズに処理をするほど、オーナーが所有物件で何が起こっていたのか分からないまま終わってしまうことも多々ある。「毎月どのような対応をしたのかを可視化して、オーナー様に報告しています」と早川さん。ジレンマの解消にも一役買っているようだ。

創業時、建築設計事務所だったこともあ

り、今でも一級建築士が活躍中だ。建物の構造や部材に詳しい彼らの存在は、トラブルを解決する上でも心強い。またリフォームやリノベーションについても自社でプランニングができるという強みもある。

「高齢化とともに増える空き家問題を解決するためにも、さらにリノベーションに力を入れていきたいです」。相続問題をスムーズに解決するためにオーナー育成をしていきたいと、インタビュー中も早川さんの頭の中は未来を見据えたアイディアで一杯のようだった。「今後は管理物件を増やすことはもちろん、『管理の質』で賃貸物件を選んでもらえるようになれば。オーナー様の資産価値を守り、入居者様が安心して暮らせるようにすることが使命なのだから」と、縁の下の力持ちは、高い志と正義感も持ち合わせていた。



1



2



3



4

1 「現場が好き」と語る早川さん。鍵の交換やトイレの修繕など、ちょっとしたことから自ら現場に出向き、作業をすることも。「入居者様から『この物件に住んでいて良かった』と感謝の声を聞いたときに、やりがいを感じます」

2 電気・鍵・トイレ・漏水など、トラブルの内容によっては、専門業者を手配する前に自社で対応し、スピード解決とコスト削減を同時に目指す。早川さん自らも電気工事士の資格を持つ。トラブルが起こった際の対応のスピードは、オーナー・入居者の双方にとって重要なポイントになる。

3 リノベーション前と **4** リノベーション後。リノベーションは、住まいの機能や価値を高めることができる。高齢化が進み、空き家問題がクローズアップされる中、リノベーションにより物件に付加価値を付けることで、空室率の低下や競争力の向上が期待できる。

隠れた名店めぐりレポート

いつのまにかオープンしていたお店や、隠れ家的存在のお店、かわにし編集スタッフいちおしのお店などを不定期にご紹介します。



vol.16

みんなが笑顔になれる場所に
Sunmelt サンメルト

小田急線・鶴川駅南口を出て、鶴見川方面へ。橋を渡り住宅街に入ると左手に、淡いメープルカラーで丸みを帯びた、かわいらしいトレーラーが見える。ここは、マスターの本村公一さんが2021年12月にオープンした屋外カフェ。人工芝とウッドデッキの上にテーブル席が配され、地域の人々の憩いの場となっている。「店名の『Sunmelt(サンメルト)』には、太陽の下、心を和ませるという意味を込めました。お客様が笑顔になれる店にしたい」と本村さん。34年間勤めた銀行を退職し、地域の人々が集うカフェの開業を目指して物件を探していたところ、店舗用にカスタマイズできるトレーラーと出会った。コロナ禍の中、トレーラーを使ったオープンエアのカフェなら換気の心配もなく、安心して過ごしてもらえる。運良く駅から徒歩2分という好立地の土地を借りることもでき、DIY を得意とする本村さんの店作りがスタートした。その様子は店のインスタグラムで見ることができる。

Sunmelt の看板メニューは、外はカリカリ、中はとろりとしたチーズの食感が楽しめる「チーズメルトサンド」。ヨーロッパ産の4種のチーズを使用している。具材はハム・明太子・チョコ・あんこ・カレー・ミートソース・ボロニアソーセージの7種と、季節限定1種の計8種を用意。オーダーを受けてからハンドドリップで抽出するコーヒーやカフェオレなどと共に味わえる。

開放的な空間と手頃な価格のメニューに加え、本村さんと妻の寛子さんの温かな人柄もあり、ふらっと立ち寄りたくなる同店。客層は地域の小・中学生、乳幼児連れの家族、高齢者、おひとり様、ペット連れ、外国人など幅広い。イベントや講座などの会場としても場所を提供し、昨年11月には地元介護施設や地域みま



マスターの本村公一さん(左)と、妻の寛子さん(右)
Sunmelt のマスコットであり、広報担当として店のInstagramでも活躍しているカエルのぬいぐるみ「おとうしゃん」「ちびしゅけ」と一緒に

もり支援センターと、認知症サポーター養成講座を共催。「認知症サポーターカフェ」に認定され、麻生区から感謝状が贈られた。「公民館や公園のように、地域の皆様が気軽に集まって知り合えるような、コミュニティ作りの場になれば。もっと自由に楽しく使っていただきたいよね」と、うなずき合う本村さん夫妻。

ぽかぽか陽気の春は、屋外カフェにとってはベストシーズン。新たな出会いや始まりの季節でもある。地域愛あふれるSunmelt を中心に、たくさんの笑顔が咲くことだろう。



チーズメルトサンドの「ミートソース」を、ホットカフェラテと共に(ドリンクセット 890 円、+50 円でカフェラテにホイップとキャラメルソースを追加)※チーズメルトサンド単品は 550 円(ハム・明太子・チョコ・あんこは単品 500 円、ドリンクセット 840 円)、ドリンクは全種単品 390 円

コーヒーは、鶴川にある本格自家焙煎コーヒー豆専門店「茜珈琲」の豆を使い、丁寧にドリップ。本村さんの友人が佐賀の製陶所で作っているマグカップで出してくれる



左/本村さんが鋤簾を使って土地を平らにする作業から始め、きれいに人工芝を敷き、ウッドデッキやテーブルなども作った、手作りのオープンカフェ上/水・木・土・日曜は、妻の寛子さんが作ったネックレスやピアス、ブローチなどのアクセサリ販売も行っている(天候などにより変更となる場合あり)

Sunmelt

川崎市麻生区岡上328-3

TEL.044-400-2322

営 10:00~17:30 休 月曜

P なし(近隣に有料駐車場あり)

https://www.instagram.com/sunmelt_coffee/



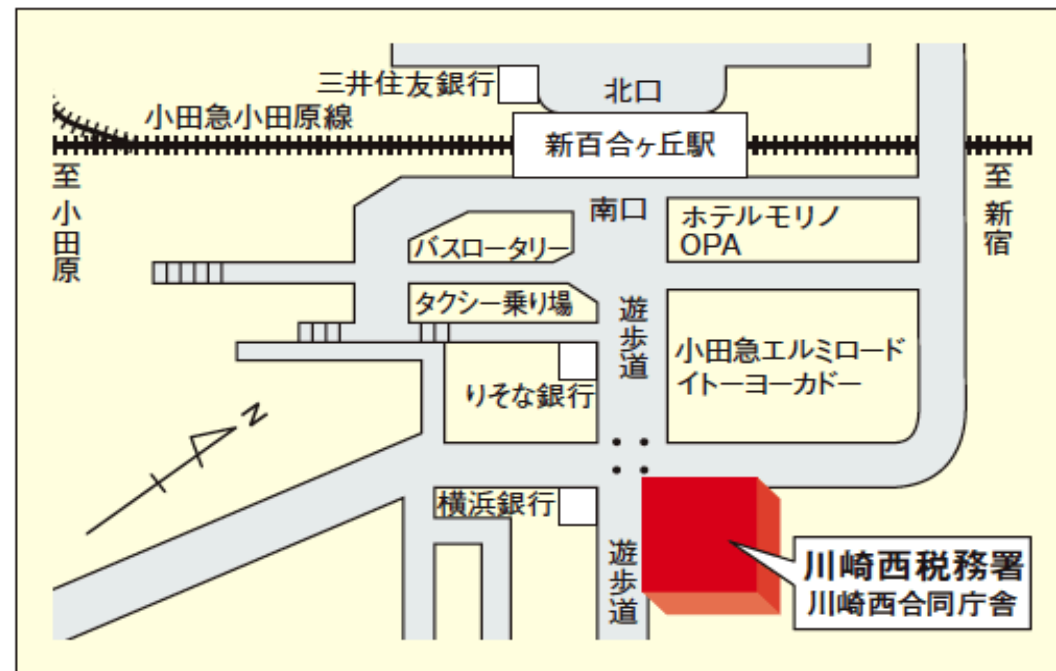
消費税インボイス制度説明会のお知らせ

川崎西税務署では、以下の日程でインボイス制度説明会を開催します。【法人・個人事業者の方、どなたでもご参加できます。】

【日時】	午前の部	午後の部
令和5年 4月27日（木）	10:30～11:30	14:00～15:00
令和5年 4月28日（金）	10:30～11:30	14:00～15:00
令和5年 5月18日（木）	10:30～11:30	14:00～15:00
令和5年 5月19日（金）	10:30～11:30	14:00～15:00
令和5年 6月15日（木）	10:30～11:30	14:00～15:00
令和5年 6月16日（金）	10:30～11:30	14:00～15:00

【会場】 川崎西税務署3階会議室
川崎市麻生区上麻生1-3-14

【会場案内図】 小田急線 新百合ヶ丘駅南口 徒歩3分



【定員】 各回とも30名（事前予約制）
（注1）ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。
（注2）定員になり次第、受付を終了いたしますので、予めご了承ください。
【申込先】
川崎西税務署 個人課税第1部門・法人課税第1部門
Tel 044-965-4911（代表）
※ 音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

事務負担軽減？ 補助金も？

インボイス制度、支援措置があるって本当！？

税負担軽減？

本当です！ そのための税制改正（案）が閣議決定されています。また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減？

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の2割を納税額**とすることができます！

- 対象になる方** 免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前（基準期間）の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方）
- 対象となる期間** 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象
- ※ 消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる**売上・収入を税率毎（8%・10%）に把握するだけで、簡単に申告書が作成**できるようになります！
また、**事前の届出も不要**で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です！

中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って？

1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、**インボイスの保存がなくても**帳簿の保存のみで**仕入税額控除**ができるようになります！

- 対象になる方** 2年前（基準期間）の課税売上が1億円以下または1年前の上半期（個人は1～6月）の課税売上が5千万円以下の方
- 対象になる期間** 令和5年10月1日～令和8年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要？

1万円未満の値引きや返品等について、**返還インボイスを交付する必要がなくなります！**
振込手数料料分を値引処理する場合も対象です！

- 対象になる方** すべての方
- 対象になる期間** 適用期限はありません



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫？



大丈夫です！ 4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です！

詳しくはこちらまで



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553

フリーダイヤル（無料） 受付時間 9:00 から 17:00（土日祝除く）
※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします

神奈川県からのお知らせ

県 税



神奈川県

法人の県民税・事業税の超過課税を実施しています

県は、喫緊の行政課題に着実かつ迅速に対応するため、法人の皆様へ法人県民税・事業税の超過課税という特別なご負担をお願いしています。
超過課税を活用し、令和3年度は、地域経済の活性化や台風・豪雨などに備える自然災害対策、幹線道路の整備などを行いました。

【令和3年度の活用項目と事業費】

活用項目	事業費総額	一般財源
I 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進	54億円	2億円
（1）地域経済の活性化	15億円	2億円
（2）柔軟な経済構造の構築	39億円	-
II 災害に強い県土づくりの推進	744億円	232億円
（1）台風・豪雨・火山などの自然災害対策	342億円	74億円
（2）地震・津波対策の一層の強化	51億円	13億円
（3）災害に備えた社会基盤施設の整備	143億円	47億円
（4）災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震改修	208億円	96億円
III 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	189億円	20億円
合 計	989億円	①254億円
超過課税活用額	② 206億円	
超過課税活用率（超過課税活用額／一般財源）	②／① 80.9%	

※ 表示単位未満切り捨てのため、合計に符合しません。

【主な整備事例】

<台風・豪雨・火山などの自然災害対策>



急傾斜地崩壊対策工事
(川崎市麻生区)



風間遊水地

<県有施設等の耐震改修>



緑警察署新築工事

<県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備>



新秦野 IC (新東名高速道路)



大山バイパス

お問合せ先は、



神奈川県

- 超過課税の仕組みに関することについては
総務局財政部税制企画課 電話 045-210-1111(内線 2306)
または高津県税事務所 電話 044-833-1231
- 超過課税の活用に関することについては
総務局財政部財政課 電話 045-210-1111(内線 2266)



川崎市からのお知らせ

市 税

大法人のみならずへ

エルタックス

eLTAX による電子申告が義務化されます！

■大法人の電子申告義務化の概要

平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人住民税及び法人事業税の納税申告書（申告書の添付書類を含む。）については、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提供しなければならないこととされました。

■対象となる法人

- 次の内国法人が対象となります。
- ① 事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
- ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■対象税目

法人市町村民税、法人都道府県民税
法人事業税、特別法人事業税（国税）

■適用日

令和2年（2020年）4月1日以後に
開始する事業年度から適用

■対象手続

確定申告書、中間申告書及び修正申告書

■対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものと
されている書類のすべて

■電子申告せず、書面で申告した場合

電子申告義務化対象となる法人が、法定申告期限までにeLTAXにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。

■災害その他の理由により電子申告ができない場合

インターネット回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXで電子申告ができない場合は、あらかじめ提出先地方公共団体の長に申請し、承認を受けることで、書面により申告書を提出することができます。（国税において、電子申告が困難と認められ、書面による申告書提出が承認された法人等については、地方公共団体の長の承認は不要。）なお、eLTAX障害時は、総務大臣の告示により、全国統一で書面による申告書の提出や申告期限の延長が認められる場合があります。

電子申告義務化についての詳細は、 eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページは
令和元年9月24日に
リニューアルしました！

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



◆本広告は、地方税共同機構が作成した電子申告義務化に関するお知らせを、川崎市が再構成し掲載したものです。

令和3年（2021年）
1月提出分から

給与支払報告書等のeLTAX又は光ディスク等による 提出義務基準が引き下げられました！

概要

令和3年（2021年）1月以後提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の枚数が100枚以上（改正前：1,000枚以上）であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

例えば、平成31年（2019年）1月に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が110枚の場合、令和3年（2021年）1月の給与支払報告書は、eLTAX又は光ディスク等により提出する必要があります。

	平成31年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）・・・
源泉徴収票	給与所得の源泉徴収票 110枚（紙提出）	給与所得の源泉徴収票 110枚（紙提出）	e-Tax 又は 光ディスク等 による提出 義務化
給与支払報告書	給与支払報告書 （紙提出）	給与支払報告書 （紙提出）	eLTAX 又は 光ディスク等 による提出 義務化

留意事項

○給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の光ディスク等の提出については、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
国税庁ホームページ： <http://www.nta.go.jp/index.htm>

給与支払報告書・源泉徴収票の 提出はeLTAXで!!!

eLTAXを利用することで、給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票を一括して作成し、一元的に送信することができます。



詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAXの利用時間	8：30～24：00 （土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く。） ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません。
メールによるお問い合わせ	eLTAXホームページの「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。
電話によるお問い合わせ	受付時間 9：00～17：00 （土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く。） 0570-081459（ヘルプデスク） 03-5521-0019（上記の番号でつながらない場合）

◆本広告は、地方共同機構が作成した給与支払報告書の提出義務基準の変更のお知らせを、川崎市が再構成し掲載したものです。

令和5年度 税制改正大綱

ー法人会の税制改正提言ー

～中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の2年延長、インボイス制度における各種特例措置など～

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1)オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行法人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することになる場合まで拡大されました。従来の払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行法人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業1億円以上 中小企業1千万円以上 海外企業5億円以上	5億円以上 海外企業は対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

(2)研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかる税額控除制度については、下限を2%から1%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。税額控除率は25%とされます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれます。税額控除率は20%とされます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

(3)中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

(4)中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

(5)中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く)又は暗号資産マイニングを委託している場合などを除外して2年

間延長されます。

相続税・贈与税関係

(1)相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることになります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産について、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

2024年分の贈与から適用されます。

(2)生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。

2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

(3)教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。

2023年4月以後の教育資金について適用されます。

(4)結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。

2023年4月以後の贈与について適用されます。

所得税関係

(1)NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠120万円 成長投資枠240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

(2)極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額は含みません。

2025年から適用されます。

(3)エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

(4)特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

(5)ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に延長されます。

消費税関係

(1)売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

(2)1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除を認められます。

(3)適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。

事実上、振込手数料分の値引きに対する特例です。

(4)登録申請書の提出期限の変更

2022年10月1日から登録したい場合に、2022年3月末までに申請が必要という取り扱いが事実上なくなります。

国際課税

(1)グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

(2)外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上(現行は30%以上)である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

(3)非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国税に適用されます。②スキャナ保存制度について、解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性要件については、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国税関係書類に適用されます。③電子取引について、判定期間における売上高が5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力書面を用意し、かつ電磁的記録を行う者については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

①法人税額に対し、税率4～4.5%の付加税を課すこととされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課すこととし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

川崎西法人会 活動報告

「第5回クラシックアンサンブルのタベ」を開催しました

令和4年も残りわずかとなった12月16日、多摩市民館大ホールにおいて「第5回クラシックアンサンブルのタベ」を開催いたしました。

テノールの井出司さん、バリトンの高橋宏典さん、ソプラノの渡辺祥子さん、メゾソプラノの北園彩佳さん、ピアノの末武稀更さん、エレクトーンの内藤香里さんのほか、日本女子大学附属高等学校サークルクラブの皆さんと川崎市内の高校生・大学生・一般市民によって編成された合唱団にご出演いただきました。

509名の観客の皆様の前で演奏した「交響曲第九番第四楽章」の合唱は、まさに年末にふさわしい楽曲で、大盛況のコンサートとなりました。



1. 井出司さん(テノール) 2. 高橋宏典さん(バリトン)
3. 渡辺祥子さん(ソプラノ) 4. 北園彩佳さん(メゾソプラノ)
5. 末武稀更さん(ピアノ) 6. 内藤香里さん(エレクトーン)
7. 日本女子大学附属高等学校コーラスクラブの皆さん
8. 多摩 SDC 合唱団の皆さんと交響曲第九番第四楽章を合唱

「令和5年 賀詞交歓のつどい」を開催しました

1月11日、ホテルモリノ新百合丘において「令和5年 賀詞交歓のつどい」を開催し、多数のご来賓の方々にご臨席いただくとともに、当会会員を含む94名の方々にお集まりいただきました。

鈴木憲治会長の挨拶に始まり、ご来賓の馬見塚武治川崎西税務署長、岡田康弘しんゆり市税事務所長、増山雅久川崎商工会議所副会頭よりご祝辞をいただき、乾杯は佐藤仁高津県税事務所長よりご発声をいただきました。

行動制限が行われていないとはいえ、コロナ禍の中での開催となりましたが、ご参加の皆様の感染症対策へのご協力のもと、3年振りに会食を伴う楽しい宴を催すことができました。



1. 主催者挨拶 鈴木憲治会長 2. 来賓ご祝辞 馬見塚武治川崎西税務署長
3. 来賓ご祝辞 岡田康弘しんゆり市税事務所長
4. 来賓ご祝辞 増山雅久川崎商工会議所副会頭
5. 乾杯のご発声 佐藤仁高津県税事務所長 6. 賀詞交歓 7. 笑顔の懇親会
8. 飲みすぎ注意 9. 親子で参加



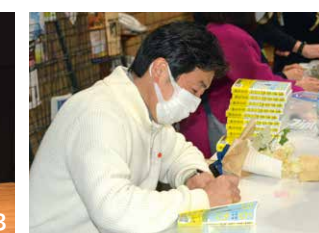
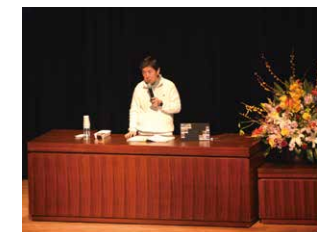
「令和5年新春講演会」を開催しました

1月18日、麻生市民館大ホールにて「令和5年新春講演会」を開催いたしました。

講師に元フジテレビアナウンサーの笠井信輔さんをお招きして「がんが教えてくれた『生きる力』」という演題でご講演いただき、会場には非会員を含む270名の方々に集まりいただきました。

「先進医療より標準治療が一番」「ネットで病気を調べすぎない」「抗がん剤は幸願剤」「早期発見は入院が短い」「with コロナの時代はデジタル機器操作が必須」等々、ご自身のがん治療の体験に基づく貴重なお話は、目から鱗でした。

講演会終了後は、笠井さんが書かれたエッセイ本『生きる力～引き算の縁と足し算の縁～』の直筆サイン入り即売会を実施し、用意した書籍



は完売。購入された方とは個別に写真撮影をしてくださり、皆様口々に「よかったあ!」「ありがとうございました」など感想を述べられ、会場を後にされました。

1. 講師の笠井信輔さん 2. 三浦正樹副会長の開会挨拶
3. 吉場八重子事業研修副委員長より花束を贈呈 4. サイン入り書籍即売会の様子
5. 開催前にサインをいただきました 6. 終了後、担当した事業研修委員会メンバーと

神奈川県法人連合会の賀詞交歓会が開催されました

一般社団法人神奈川県法人連合会の「令和5年新年賀詞交歓会」ならびに「令和4年納税表彰受彰祝賀会」が、1月27日に横浜ベイホテル東急で開催され、来賓・会員合わせて144名が参加しました。

石崎明神奈川県連会長による新年の挨拶で開会し、来賓を代表して山本昌平東京国税局課税第二部長、黒岩祐治神奈川県知事及び曾我部久美子神奈川県議会副議長が挨拶。その後、財務大臣納税表彰を受彰された梶川修司川崎南法人会会長をはじめ、今年度の表彰受彰者が壇上に上がり、記念品の贈呈が行われました。

福尾八十美横浜中税務署長のご発声による乾杯後の懇親会で他会との交流を行い、当会からは5名が出席いたしました。



1. 祝辞を述べる黒岩祐治神奈川県知事
2. 出席した当会役員

第11回通常総会・懇親会開催のお知らせ

- 日時 2023(令和5)年6月14日(水)
- 15:30 第11回通常総会
17:00 懇親会
- 会場 ホテルモリノ新百合丘

令和5年度の通常総会を上記の日程で開催いたします。

2019(令和元)年6月13日に開催された第7回通常総会以来、4年ぶりの総会懇親会も予定しております。

詳細につきましては5月の大型連休明けに、議案書とともにご案内させていただきますので、今しばらくお待ちください。

創立30周年記念事業開催のお知らせ

- 日時 2023(令和5)年9月13日(水)
- 15:00 記念講演会(麻生市民館大ホール)
16:30 記念式典(麻生市民館大ホール)
18:00 記念祝賀会(ホテルモリノ新百合丘)

当会は1993(平成5)年9月9日に法人会設立総会を開き、同年11月19日に東京国税局より社団法人設立の認可を受け、また2013(平成25)年4月1日に公益社団法人に移行し現在に至りますが、本年は創立30周年・公益社団化10周年の節目を迎えます。

現在、実行委員会を立ち上げ、周年記念事業の内容について鋭意検討を進めているところでございます。

会員の皆様には詳細が決まり次第、改めてご案内を申し上げますので、何卒ご予約を賜りたくお願いいたします。

日本料理 柏屋

川崎市多摩区登戸3506番地
RIVERSIDE POINT 2階

TEL 044-911-3191
営業時間 10:00~21:00
定休日 月曜(祝祭日は翌日)

法人会 年会費の自動引き落としについて

当会年会費の自動振替契約をされている方は、来る令和5年4月24日(月)に令和5年度分(令和5年4月~令和6年3月)の年会費について以下の区分に基づく会費額をご指定の金融機関から引き落としさせていただきます。
なお、領収書の発行は省略させていただきます。



区分	資本金	年会費の額
正会員	500万円未満	9,000円
	500万円以上 800万円未満	13,200円
	800万円以上	18,000円
	多摩区・麻生区に事業所を有する 医療法人、学校法人、宗教法人、 NPO法人、公益法人等	9,000円
賛助会員	一律	6,000円

※同一代表者が複数の事業者でご入会の場合、2社目以降の会費は異なります。

お問い合わせは 川崎西法人会事務局 TEL: 044-980-4131
info@kawasakinishihojinkai.or.jp FAX: 044-980-4646



公益社団法人
川崎西法人会

川崎西法人会会員様ご優待のお知らせ

PET-CTがんドックのおすすめ

川崎西法人会会員様の提携医療機関としてご利用できます。先進医療とセカンドオピニオンで信頼を寄せられている専門医を数多く擁する総合病院のPET-CTがんドックです。早目のご予約を、お待ち申し上げます。



◆PET検査の特長◆

早期発見・全身検査・悪性度を診断・治療診断・高い安全性

・正常細胞と異常細胞(がん細胞等)を区別する手段として、形の変化ではなく「代謝」という全く新しい概念が用いられた画像診断検査です。検査時に陽電子を放出する薬を注射して、体の中で薬が集まる様子を撮影します。

・月曜日~土曜日に受診できます。(祝祭日は除く) ※毎週水曜日は女性専用受診日です。
PET-CTがんドックは、受付より終了まで約3時間程です。(基本コースのみの場合) ※6時間前より飲食制限あり

~ PET-CTがんドック受診の皆様には、当院レストランにて昼食をご提供しております。(13:30以降の受診者除く) ~



PET-CT

◆こんな方におすすめです◆

PET-CTがん検診の積極的な対象は、中高年者(特に50歳以上)にお勧めします。
※但し、遺伝的に高い発癌リスクを有する方は、この限りではありません。
“がん”の家族歴、喫煙などの危険因子を有するハイリスクな方に重点的にお勧めします。

◆安心のフォロー体制◆

検診結果に対する診療は、専門医による診療が受けられます。
脳検査(オプション)は、当院の専門医が判定を行い、検診後の外来診療もできます。

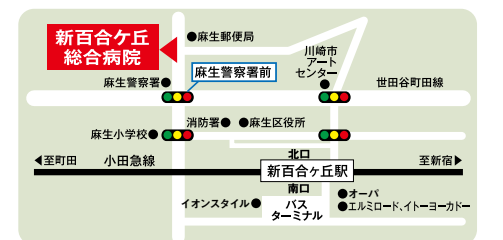


南東北グループ 医療法人社団 三成会

新百合ヶ丘総合病院

〒215-0026 川崎市麻生区古沢都古255

☎0120-700-098





行事予定

令和5年4月～6月

行事名	開催日	時間	会場
第17回全国女性フォーラム・愛媛大会	4月13日(木)	14:00～19:00	アイテムえひめ
新設法人説明会☆	4月19日(水)	13:30～16:20	新百合21ホール 第1会議室
決算法人説明会☆	4月21日(金)	13:30～16:20	新百合21ホール 第1会議室
新設法人説明会☆	6月7日(水)	13:30～16:20	川崎西税務署3F
決算法人説明会☆	6月8日(木)	13:30～16:20	川崎西税務署3F
第11回通常総会	6月14日(水)	15:30～16:30	ホテルモリノ新百合丘7F
総会懇親会(予定)	6月14日(水)	17:00～18:30	
第3回かわさきWESTオープンゴルフ(予定)	6月20日(火)	9:00～16:00(予定)	よみうりゴルフ倶楽部

※「☆」の付いている事業は一般の方も歓迎します
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を見合わせる可能性がございます
 お申込みは法人会事務局までお願いいたします
 法人会事務局 TEL: 044-980-4131 E-mail: info@kawasakinishihojinkai.or.jp



新入会員紹介

令和4年12月～令和5年2月

ブロック名	法人名	代表者名	業種	所在地	電話・URL
稲田第一	小野寺美奈 税理士事務所	小野寺 美奈	士業	川崎市多摩区登戸1792-2 グランドウール登戸508	044-455-4495 https://mina-office.com
稲田第二	セブーンイレブン 川崎宿河原4丁目店	石橋 美知太郎	小売業	川崎市多摩区 宿河原4-19-21	044-900-7050
皆さんの生活に便利なお店を目指しています。					
麻生	株式会社 グローバルアクト	今井 雄也	コンサルタント	川崎市麻生区 上麻生5-36-21	044-400-1900 https://glocalact.com/
麻生	一般社団法人 サステナブルマップ	今井 雄也	非営利型 一般社団	川崎市麻生区 上麻生5-36-21	044-400-1900 https://sustainablemap.org/

水銀灯に代わる照明 無電極ランプ

1/3の消費電力 60,000時間の長寿命 水俣条約クリア照明

節電照明はニッケン

メール便・ポスティングもお任せください!



株式会社ニッケン石橋

多摩区宿河原4-25-36 大成 M1F

www.nikkenmailbin.co.jp TEL.044-328-5314



無料法律相談



- 相談日 ■ 4月13日(木) ■ 5月11日(木) ■ 6月8日(木)
- 開催時間 14:00～17:00
- 場所 川崎商工会議所 多摩麻生支所 多摩区登戸2102-1(第2井上ビル2階)
- 相談員 担当弁護士

※ご相談の際は予約が必要になります。TEL.044-932-1100 FAX.044-932-1101
 ※商工会議所のご協力により、法人会会員が利用できます。

無料融資相談



- 相談日 随時(事前予約制)
- 開催時間 9:00～17:00
- 場所 川崎商工会議所 多摩麻生支所 多摩区登戸2102-1(第2井上ビル2階)
- 相談員 川崎市商工会議所 職員

※ご相談の際は予約が必要になります。TEL.044-932-1100 FAX.044-932-1101
 ※商工会議所のご協力により、法人会会員が利用できます。

KAWANISHI NEWS

川崎西税務署広報大使就任式が執り行われました

川崎西税務署は2月7日、川崎新田ボクシングジムの新田渉世会長と、第44代・第46代スーパーバンタム級王者の古橋岳也さんを同署の広報大使に任命しました。二人は委嘱状を受け取ると早速、国税電子申告・納税システム「e-Tax」で、スマートフォンを使った確定申告書の作成を体験。古橋さんは早々と作成を終え、「e-Taxはどこでもできてスムーズ、楽ちんです」と余裕の表情。新田会長は、「いつもは選手が体験しているので、実は初体験。作成スピードは若さに負けましたが、とても簡単なのでおすすめです」とe-Taxの利用を呼び掛けました。



▲税務署職員や関係者、国税庁e-Taxキャラクター「イータ君」に見守られる中、スマートフォンを使って確定申告書を作成する広報大使



▲(左より)吉澤光孝川崎西税務副署長、川崎新田ボクシングジムの新田渉世会長、前チャンピオンの古橋岳也さん、馬見塚武治川崎西税務署長

公益社団法人 川崎西法人会 事務局
 川崎市麻生区はるひ野1-15-1 リーデンススクエアはるひ野102号

TEL.044-980-4131 E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp



公益社団法人 川崎西法人会



法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で
会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
新横浜支社/
神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-3(新横浜KSビル8F)
TEL 045-471-2301

AIG AIG損害保険株式会社
横浜支店/
神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル2F)
TEL 045-471-7541

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが！

添付書類の提出省略(注)

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス



法人会

法人会は会社経営の効率化
のためにe-Taxの普及を支
援しています。

多摩区・麻生区 DATA

2023年2月1日現在

◆ 多摩区

人口 224,100人(前年同月より+1,131人)
世帯数 117,453世帯(前年同月より+1,754世帯)

◆ 麻生区

人口 180,683人(前年同月より+17人)
世帯数 81,092世帯(前年同月より+818世帯)

編集後記



広報誌「かわにし」118号をお読みいただきありがとうございます。

日々暖かさを感じられる季節になってきました。屋外カフェがとても心地よく感じられますので、ぜひ本誌でご紹介している「Sunmelt」に足を運んでみてはいかがでしょうか。また、昨年末は「クラシックアンサンブルの夕べ」、年始には「令和5年新春講演会」などイベントがご盛況いただきましたことに、心より御礼を申し上げます。今後とも地域の皆様楽しんでいただける情報を共有させていただきますので、「かわにし」をよろしく願いいたします。

公益社団法人 川崎西法人会 広報委員会
吉澤 将人